

余裕期間制度（フレックス方式）に関するQ&A

令和6年4月から7月にかけて実施した、「余裕期間制度(フレックス方式)試行工事に関する事業者向けアンケート」におきまして、225件という大変多くの事業者さまからご回答をいただき、誠にありがとうございました。

アンケート調査において頂いたフレックス方式の制度に関する要望について、回答いたします。

Q1 フレックス方式適用工事では、契約締結時に工程表を提出しているが、工事着手までに専門業者や資機材の準備状況により工程を変更したい場合がある。このため提出期限を現場着手日までにしてほしい。

A1-1 フレックス方式適用工事については、契約締結時に工事の始期、終期を決定する必要があります。受注者が指定する始期、終期が実現可能な工期か確認をする必要があるため、契約締結時に工程表の提出を求めています。

A1-2 技能労働者や建設資材等の確保のため工事全体の工程を見直す必要が生じた場合には、発注者があらかじめ設定した全体工期内であれば、工期の延長（変更）の請求が可能となっています。

Q2 フレックス方式における技術者、現場代理人の配置要件を緩和してほしい。

A2 令和7年1月に「監理技術者等の取扱い」、「現場代理人の取扱い」が改定され、フレックス適用工事における技術者等の配置要件が緩和されました。

札幌市 **監理技術者等の取扱い**について（R07.1.30改定）

	改正前	改正後
工事開始日前日までの取扱い	監理技術者等の配置不要	配置不要（変更なし）
上記期間に他の工事に従事する場合の提出書類	監理技術者等の兼任届 （本市の承諾は不要）	提出書類不要

札幌市 **現場代理人の取扱い**について（R07.1.30改定）

	改正前	改正後
工事開始日前日までの取扱い	配置が必要	配置不要
上記期間に他の工事への従事の可否	常駐を要しない期間と みなし、常駐を要しない 工事を兼任可能	制限なく可能

Q 3 フレックス方式適用工事において、契約締結時に設定した始期より以前に、発注者と打合せできるようにしてほしい。

A 3 工事着手以前でも発注者との打合せは可能です。

なお、令和7年3月の要領の改定で、工事着手以前に実施できる行為を明確化しました。

Q 4 工場製作の期間中は監理技術者等の専任を不要としてほしい。

A 4 工場製作のみが行われている期間については、監理技術者等の当該工事現場での専任を要しないケースもあります。詳しくは「札幌市 監理技術者等の取扱いについて(R07.1.30改定)」及び、国の「監理技術者制度運用マニュアル」をご確認ください。

Q 5 工事の始期以前に工場製作を行えるようにしてほしい。

A 5 工場製作が含まれる工事における工場制作工は工事着手とみなすため、工事の始期以前には行えませんが、工場製作工に係る打合せは可能です。

なお、工場製作とは元請として技術的な管理が必要となるものを指します。

Q 6 受注者が指定した終期よりも、実際の施工が早期に完了できた場合には、終期よりも前倒しで工事をしゅん功したい。

A 6 フレックス方式は受注者が始期、終期を設定する制度ですが、現場施工が順調に進み設定した受注者が指定した終期よりも早期に工事が完了した場合は、通常の工事と同様、早期にしゅん功しても構いません。なお、早期にしゅん功する場合に、特別な届出等は必要ありません。